

住 宅 用
太陽光発電設備・太陽熱利用設備・地中熱利用設備・
蓄電設備設置費補助について

一関市住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金のご案内

市では、新エネルギー等設備導入の普及促進及び環境に関する意識の高揚を図るとともに、脱炭素社会を構築するため、市内に太陽光発電設備・太陽熱利用設備・地中熱利用設備・蓄電設備を設置する方に、設置費用の一部を補助します。

なお、一関市内の産業振興、地域経済の活性化に資するため、市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は業者等と請負契約した場合に限ります。それ以外の業者の場合は市の補助金の対象とはなりませんのでご留意願います。

また、事前の申請が必要ですので、工事契約後、着手前に申請してください。



○補助制度の概要

1. 募集期間 令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）

2. 補助対象設備・補助額

新エネルギー設備の種類	補助額	限度額
太陽光発電設備 (太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備)	新設 (出力 10 キロワット未満)	最大出力 1 キロワット当たり 2 万円(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) 10 万円
	増設 (既設との合計出力が 10 キロワット未満)	
太陽熱利用設備 (太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステム)	自然循環型太陽熱温水器 (集熱器と貯湯槽が一体型のシステム)	設置に要した経費の 10 分の 1 以内の額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) 3 万円
	強制循環型太陽熱利用システム (集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるシステム)	
地中熱利用設備 (地中熱（地下水熱を含む。）を熱源として活用し、空調又は給湯等に利用するシステム)	ヒートポンプシステム (地中熱を熱源としてその熱をヒートポンプで汲み上げるシステム)	30 万円
	その他 (地中熱を利用するための空調設備を有するシステム)	
蓄電設備 (太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅内の電気機器等に電気を供給するシステム)	定置用の蓄電設備で太陽光発電設備と併設するもの。	蓄電容量 1 キロワットアワー当たり 2 万円(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) 10 万円

3. 予 算 額 850 万円

※補助金の額が予算を超えると認められるときは、補助申請の受付を停止する場合がありますので、ご了承ください。

4. 交付対象者 市内に自ら居住し、若しくは居住しようとする住宅に新エネルギー設備を設置する方、又は同システムが設置された建売住宅を購入する方で次のいずれにも該当する方
- (1) 市内に本店、支店、営業所等を有する施工業者等又は建売住宅供給者と新エネルギー設備の設置工事の請負契約又は建売住宅の売買契約を締結した方
- (2) 市税の滞納がない方
5. 交付要件
- (1) 未使用品であること
- (2) 太陽光発電設備については、出力が10kW未満（増設の場合は既設との合計出力）であること
- (3) 太陽光発電設備については、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については、電力会社に売電することができる
- (4) 蓄電設備を増設する場合は、既設との合計蓄電容量が10kWh未満であること
6. 申請書類 補助金交付要綱や交付申請書等の様式は、下記窓口に備えているほか市ホームページ (<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/> /暮らしの情報/生活環境/) からもダウンロードできます。
7. 申請窓口 本庁生活環境課及び各支所市民福祉課

◆留意事項

- ①交付対象は、市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は業者等と請負契約した場合に限ります。それ以外の業者の場合は市の補助金の対象とはなりません。
- ②設置する設備の経費の支払いを、3月31日までに完了する必要があります。
- ③太陽光発電設備については、電力会社との受給契約を3月31日までに完了する必要があります。
- ④工事着手前の申請が必要ですので、工事契約後、着手前に申請してください。（補助金交付決定後、工事着手。）
- ⑤この補助事業で取得した新エネルギー設備は、法定耐用年数を経過せずに廃棄などを行う場合には、市長の承認が必要です。
- ⑥詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒021-8501一関市竹山町7-2 一関市役所 生活環境課
電話：0191-21-8331 FAX：0191-21-2101
Eメール：seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金「申請・交付手続きの流れ」

